

## 白山市上小川町地内における特殊建築物の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、白山市上小川町地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
					主要用途（処理能力）
株式会社 トスマク・アイ	白山市 上小川町	800 番 1	宅地	34,613.92	廃プラスチック類 653.1t/日 木くず・がれき類 999.0t/日

## 理 由

株式会社トスマク・アイ 松任リサイクル工場は、廃プラスチック類、木くず、がれき類等の産業廃棄物の中間処理を行う処理施設である。

今回、災害等の有事の際の廃棄物処理を想定し、施設の稼働時間（24 時間）を延長すること及び産業廃棄物処理の破碎機の老朽化や選別施設効率化のため機器の入れ替えにより廃棄物の処理能力（処理量）について、廃プラスチック類を 33t/日から 653.1t/日、木くず・がれき類を 65.6t/日から 999.0t/日にそれぞれ変更することから敷地の位置について付議するものである。

当該施設は、都市計画区域内の工業専用地域内に位置し、土地利用計画との整合、搬入路の確保等がなされるとともに、周辺住民への説明、関係機関との調整が終了していることから、都市計画上支障がないと考えられる。